

吸收分割に関する事後開示書類
(会社法第 791 条第 1 項第 1 号、会社法第 801 条第 3 項第 2 号及び
会社法施行規則第 189 条に基づく書面)

2025 年 3 月 17 日

(承継会社)

東京都新宿区揚場町 1 番 18 号
MIRARTH エナジーソリューションズ株式会社
代表取締役 谷口 健太郎

(分割会社)

東京都千代田区丸の内一丁目 8 番 2 号
MIRARTH ホールディングス株式会社
代表取締役 島田 和一

MIRARTH エナジーソリューションズ株式会社（以下「承継会社」といいます。）と MIRARTH ホールディングス株式会社（以下「分割会社」といいます。）は、2025 年 1 月 31 日付で締結した吸收分割契約（以下「本分割契約」といいます。）に基づき、2025 年 3 月 17 日を効力発生日として、本分割契約に定める分割会社の地位及び権利義務を承継会社が承継する吸收分割（以下「本吸收分割」といいます。）を行いました。

本吸收分割について、会社法第 791 条第 1 項第 1 号、会社法第 801 条第 3 項第 2 号及び会社法施行規則第 189 条に定める事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸收分割が効力を生じた日

2025 年 3 月 17 日

2. 分割会社における会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過並びに会社法第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過

(1) 会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

本吸收分割は、会社法第 784 条第 2 項に規定する場合に該当するため、本項に該当する事項はありません。

(2) 会社法第 785 条の規定による手続の経過

本吸收分割は会社法第 784 条第 2 項に規定する場合に該当するため、分割会社は

会社法第 785 条の規定による手続を行っておりません。

(3) 会社法第 787 条の規定による手続の経過

分割会社は、会社法第 787 条第 4 項に基づき、新株予約権者に対して公告を行いました。本吸收分割において、新株予約権者に新株予約権買取請求権はありません。

(4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過

分割会社は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項に基づき、2025 年 2 月 7 日付の官報及び同日付の電子公告において、債権者に対し、本吸收分割に対して異議申述をすることができる旨の公告を行いましたが、異議申述期限までに同条第 1 項の規定に基づき異議を述べた債権者は存在しませんでした。

3. 承継会社における会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過並びに会社法第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

会社法第 796 条の 2 の規定に基づき、承継会社に対して吸收分割をやめることの請求をした株主は存在しませんでした。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過

承継会社には会社法第 796 条第 1 項本文に規定する特別支配会社である分割会社以外の株主はいませんでしたので、承継会社は会社法第 797 条の規定による手続を行っておりません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過

承継会社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項に基づき、2025 年 2 月 7 日付の官報及び同日付の日刊工業新聞において、債権者に対し、本吸收分割に対して異議申述をすることができる旨の公告を行いましたが、異議申述期限までに同条第 1 項の規定に基づき異議を述べた債権者は存在しませんでした。

4. 吸收分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

承継会社は、本吸收分割が効力を生じた日である 2025 年 3 月 17 日をもって、分割会社から、分割会社が保有する合同会社グリーンエネルギーに対する匿名組合出資持分及び匿名組合契約その他関連する契約に基づく地位及び権利義務を承継しました。

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日

2025 年 3 月 31 日までに会社法第 923 条の変更の登記を申請する予定です。

6. その他吸收分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上